



富士見市

家庭的保育事業等（地域型保育事業）の設備 及び運営に関する基準について（骨子案）

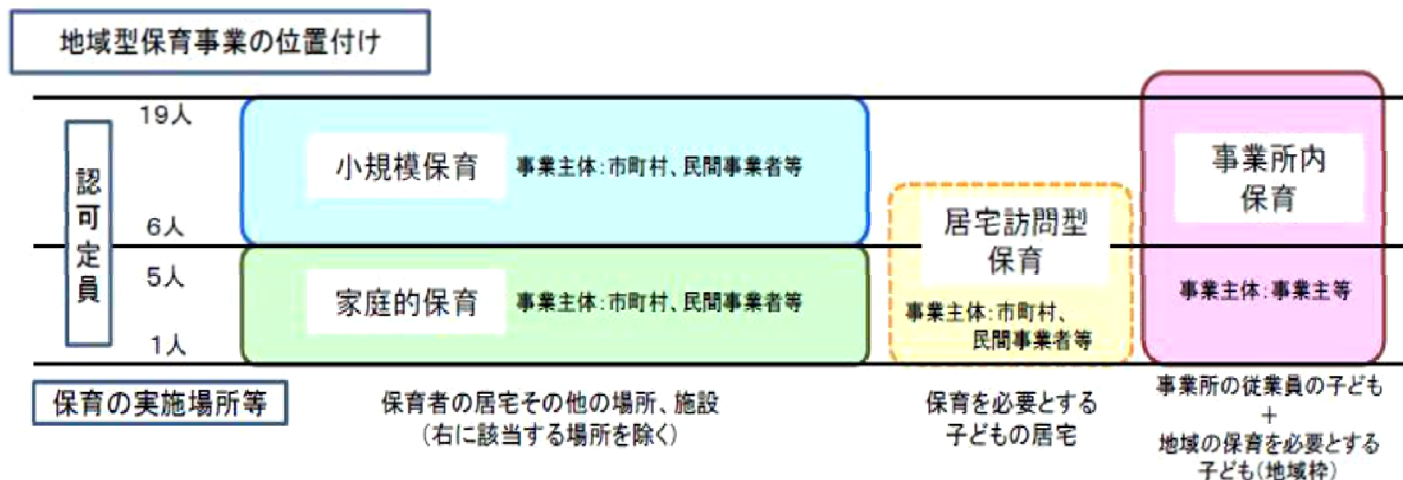
（認可基準に関するもの）

平成26年7月26日 子ども未来部

1. 家庭的保育事業等（現在の家庭保育室等）の設備及び運営に関する基準について

家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法に基づく市の認可事業（地域型保育事業）として新たに位置づけられることになりました。これに伴い、富士見市においても家庭的保育事業等に係る設備及び運営に関する基準を定めることとなります。子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等は、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業であり、その定員数や保育の実施場所等により、次の4類型に区分されます。

- ①家庭的保育事業
- ②小規模保育事業
- ③居宅訪問型保育事業
- ④事業所内保育事業



<現行制度との比較>

地域型保育事業	概要	本市の現在の実施状況
①家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。 家庭的保育者の居宅その他様々なスペースで行う。（定員：5人以下）	該当なし
②小規模保育事業	定員6人～19人までの小規模な保育施設で保育を実施する事業。 職員の配置基準等に応じて、以下の3類型にて実施。 ・小規模保育事業A型（定員6人以上19人以下） ・小規模保育事業B型（定員6人以上19人以下） ・小規模保育事業C型（定員6人以上10人以下）	同事業に移行するものとして家庭保育室3か所
③居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子の居宅等において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施する事業。	制度なし
④事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業。 地域において保育を必要とする子にも保育を提供する。 ※利用定員に応じ、国の定める基準（省令）と同様に地域枠を設ける。 ・保育所型事業所内保育事業（定員20人以上） ・小規模型事業所内保育事業（定員19人以下）	該当なし (但し従業員のみ対象としている施設は3か所)

2. 家庭的保育事業等（現在の家庭保育室等）の設備及び運営に関する基準の制定にあたって

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、国が定める基準（省令）を踏まえ、市が条例を制定します。

（児童福祉法第34条の16第1項）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の条例制定にあたっては、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い、定める必要があります。（児童福祉法第34条の16第2項）

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

3. 基準設定に関して、現状との比較

【従うべき基準】

項目	国の示す基準の内容	現状	新条例
保育従事者	①家庭的保育事業・・・家庭的保育者（市長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者）及び家庭的保育補助者（市長が行う研修を修了した者）	該当なし	国の基準どおり
	②小規模保育事業A型・・・保育士に限る ③小規模保育事業B型・・・保育士及び保育従事者(市長が行う研修を修了した者) ※保育士の割合は1/2以上 ④小規模保育事業C型・・・家庭的保育事業と同じ	家庭保育室においては、保育士及び保育補助者。 ※保育士の割合は1/3以上となっている。	国の基準どおり ※A型及びB型は家庭保育室の基準より厳しくなる。
	⑤居宅訪問型保育事業・・・家庭的保育者	制度なし	国の基準どおり
	⑥保育所型事業所内保育事業・・・小規模保育事業A型と同じ ⑦小規模型事業所内保育事業・・・小規模保育事業B型と同じ	該当なし	国の基準どおり
	以下、①から⑦は同じ事業名を指す。		

【従うべき基準】

項目		国の示す基準の内容	現状	新条例
職員数		①④・乳幼児 3 人につき 1 人（家庭的保育補助者を置く場合には、5 人につき 2 人）	家庭保育室においては、乳児おおむね 3 人につき 1 人、幼児おおむね 6 人につき 1 人。 ※上記により算定した職員数が 1 人の場合は 1 人追加配置する。	国の基準どおり ※A型及びB型は家庭保育室の基準より厳しくなる。
		②③⑦・乳児おおむね 3 人につき 1 人、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人（特例利用による満 3 歳以上の児童は保育所と同等） ※上記により算定した職員数に 1 人追加配置する。		
		⑤・・・・乳幼児 1 人につき 1 人		
		⑥・・・・乳児おおむね 3 人につき 1 人、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人（特例利用による満 3 歳以上の児童は保育所と同等） ※上記により算定した職員数が 1 人の場合は 1 人追加配置する。		
対象児童		⑤・・・・障害、疾病等の程度等を勘案して集団保育が著しく困難等の条件を附す。	制度なし	国の基準どおり
給食	方法	①②③④⑥⑦・自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。 ⑤・・・・保育場所が保護者宅のため条件なし	家庭保育室においては自園調理。お弁当等の搬入可。	国の基準どおり ※現状と同様
	設備	①②③④⑥⑦・調理設備 ※⑥⑦においては、事業場に附属した炊事場を含む。 ⑤・・・・保育場所が保護者宅のため条件なし	家庭保育室においては必要。	国の基準どおり ※現状と同様
	職員	①②③④⑥⑦・調理員 ※調理業務全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。 ※①においては乳幼児が 3 人以下の場合は、家庭的保育補助者で対応可。 ⑤・・・・保育場所が保護者宅のため条件なし	家庭保育室においては設定なし。	国の基準どおり ※現状と同様
連携施設		①②③④⑦・設定が必要（経過措置あり） ＜連携の内容＞卒園後の受皿・保育内容の支援 ⑤⑥・・・・設定の必要はなし	制度なし	国の基準どおり
嘱託医		①②③④⑥⑦・設定が必要（連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可）	家庭保育室において協力医の設定あり。	国の基準どおり ※嘱託医として設定する必要あり

【参酌すべき基準】

項目	国の示す基準の内容	現状	新条例
設備・面積	①家庭的保育事業・保育を行う専用の部屋（※乳幼児1人3.3㎡以上。部屋の面積自体は9.9㎡以上必要。3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を加えた面積であること）	該当なし	国の基準どおり
	②小規模保育事業A型・満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上	家庭保育室においては、乳幼児1人につき3.3㎡以上	国の基準どおり ※現状と同様
	③小規模保育事業B型・小規模保育事業A型と同じ		
	④小規模保育事業C型・満2歳未満 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき3.3㎡以上	該当なし	⑥については、②と同じ条件を設定
	⑤居宅訪問型保育事業・保育場所が保護者宅のため条件なし		
	⑥保育所型事業所内保育事業・満2歳未満 乳児室 1人につき1.65㎡以上 ほふく室 1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 ⑦小規模型事業所内保育事業・小規模保育事業A型と同じ 以下、①から⑦は同じ事業名を指す。		
	屋外遊戯場	①・・・同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近の代替地可。※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上）	家庭保育室においては、屋外遊戯場（付近の代替地可。満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上）
②③④⑥⑦・屋外遊戯場（付近の代替地可。満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上）			
⑤・・・保育場所が保護者宅のため条件なし			
耐火基準等	①・・・基本的に建築基準法の上乗せ規制はなし。	家庭保育室においては、建築基準法の上乗せ規制あり。（※左記の追加的事項と同じ）	国の基準どおり ※現状と同様
	②③④⑥⑦・建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 （注）追加的事項 消火器等の消火器具、非常警報器具、保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備		
	⑤・・・保育場所が保護者宅のため条件なし		

4. 施行期日

児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。

※基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。